



住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について

お知らせ

住民税非課税する臨時特別給付金について

シラコバト附のお願い

越谷市社会運動・青少年

越谷市赤十字

▶ 情報が見つかりました



シティプロモーションサイト
越谷ってこんなとこ!

災害・緊急情報

安全・安心情報

くらし・市政

くらし・手続き

子育て・教育・生涯学習

福祉・保健医療

産業・事業者の方へ

市政・市民参加

ツイート

更新日：2022年1月11日

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、生活・暮らしの支援を行う観点から、住民税非課税世帯等に対して1世帯当たり10万円を支給することとなりました。当市では、速やかに給付金の支給ができるよう準備を進めています。

【給付対象者・受給権者】

令和3年12月10日（基準日）において越谷市の住民基本台帳に記録されている方で次の（1）または（2）に該当する世帯の世帯主

（1）令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯（住民税非課税世帯）

（2）新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、年収見込額が令和3年度分の住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯（家計急変世帯）

【給付額】

1世帯あたり10万円

※住民税非課税世帯、家計急変世帯問わず1世帯1回限りです。

【申請及び給付方法】

（1）住民税非課税世帯につきましては、1月下旬に確認書を発送いたします。確認書には特別定額給付金時の口座を記載しますので、記載内容をご確認いただき、同封の返信用封筒にて返送してください。

（2）家計急変世帯につきましては、申請書に令和3年1月から令和4年9月までの任意の1か月の収入を12倍し、合計金額が非課税相当になる方が対象です。該当する月の給与明細等（給与明細書や確定申告書、源泉徴収票等）をご用意ください。

※新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減により給付金を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。

<住民税非課税となる所得金額・収入金額 参考一覧表>

家族構成等	住民税非課税となる所得金額	住民税非課税となる収入金額 (給与のみの場合)	住民税非課税となる収入金額 (公的年金のみの場合) ※65歳未満	住民税非課税となる収入金額 (公的年金のみの場合) ※65歳以上	
障がい者、未成年人者、寡婦、ひとり親の場合	1,350,000円	2,043,999円	2,166,667円	2,450,000円	左欄の額を超えた場合、下表を適用
1人（本人のみ）	415,000円	965,000円	1,015,000円	1,515,000円	生活保護級地区分 2級地の場合
2人（扶養1人）	919,000円	1,469,000円	1,592,000円	2,019,000円	生活保護級地区分 2級地の場合
3人（扶養2人）	1,234,000円	1,879,999円	2,012,000円	2,334,000円	生活保護級地区分 2級地の場合
4人（扶養3人）	1,549,000円	2,327,999円	2,432,000円	2,649,000円	生活保護級地区分



越谷市
Koshigaya City

シティプロモーションサイト
越谷ってこんなとこ!



- 災害・緊急情報**
- 安全・安心情報**
- くらし・市政**
- くらし・手続き**
- 子育て・教育・生涯学習**
- 福祉・保健医療**
- 産業・事業者の方へ**
- 市政・市民参加**

				2級地の場合
5人（扶養4人）	1,864,000 円	2,779,999 円	2,852,000 円	2,964,000 円

【申請受付開始】2月上旬予定

【給付開始】2月下旬予定

【配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している方の申出の手続き】
配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している方で、事情により令和3年12月10日以前に今お住まいの市区町村に住民票を移すことができない方は「申出書」を提出することで、以下の措置が受けられます。

- DV等で住所地以外に避難中の方も、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金をご自身が受給できる可能性があります。
- 住所地の世帯がすでに給付金を受け取っている場合でも、一定の要件（DV保護命令と収入要件）を満たせば、現在のお住まいの市区町村から受給することができます。

[配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している方へのご案内 \(PDF: 216KB\)](#)

【問い合わせ】

- 制度の概要については、内閣府ホームページをご覧いただくか、下記の内閣府設置コールセンターにお問い合わせください。
 - ・住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター
フリーダイヤル番号：0120-526-145
時間：午前9時から午後8時まで（土日祝を含む）

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC（旧Adobe Reader）が必要です。
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



Get Adobe Acrobat Reader

[Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

お問い合わせ

越谷市生活福祉課臨時特別給付金室

電話：048-963-9316

この情報はお役に立ちましたか？ お寄せいただいた評価はサイト運営の参考といたします。

評価：役に立った役に立たなかった

役に立った(役に立たなかった)具体的な理由をご記入ください

ページ内容改善の参考とするためご意見をいただいている（400文字以内）。暗号化されませんので、個人情報は入力しないでください。また、ご意見への回答は行いませんのでご了承ください。回答が必要なご意見・ご質問・ご要望は、[お問い合わせメールフォーム](#)から各課にお送りください。

送信

このサイトについて

ウェブアクセシビリティ方針

個人情報保護方針・免責事項

情報が見つからない時は

窓口・施設案内・お問い合わせ

越谷市役所

地図・庁舎案内

開庁日について

〒343-8501

埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号

電話：048-964-2111（代表） FAX：048-965-6433

開庁時間：開庁日の午前8時30分～午後5時15分

法人番号：6000020112224



越谷市
Koshigaya City

各地区のページ



シティプロモーションサイト
越谷ってこんなとこ!



災害・緊急情報

安全・安心情報

くらし・市政

くらし・手続き ▶

子育て・教育・生涯学習 ▶

福祉・保健医療 ▶

産業・事業者の方へ ▶

市政・市民参加 ▶